地域建設業経営強化融資制度に係る債権譲渡承諾に関する事務取扱要領

(平成20年12月1日施行)

(平成21年1月19日一部改正)

(平成31年3月28日一部改正)

(令和2年4月1日一部改正)

(目的)

第1条 本要領は、和歌山県と建設工事に係る請負契約(以下「請負契約」という。)を 締結している請負人が、平成20年10月17日付け国土交通省国総建第197号、国 総建整第154号通達(以下「審議官通達」という。)に規定された工事請負代金債権 (以下「工事代金債権」という。)の譲渡を活用した融資制度(「地域建設業経営強化 融資制度」)(以下「経営強化融資」という。)を利用する場合における、工事代金債権 の建設工事請負契約書(以下「請負契約書」という。)第5条第1項ただし書に基づく 譲渡承諾手続に関し必要な事項を定める。

(債権譲渡の対象工事)

- 第2条 債権譲渡の対象となる工事は、和歌山県が発注する建設工事とし、次の工事を除く。
 - (1) 債務負担行為及び歳出予算の繰越し等工期が複数年度にわたる工事。ただし、以下の工事を除く。
 - ア 債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工 事
 - イ 前年度から繰り越された工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事 ウ その他別に定める工事
 - (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第1項又は第167条の10の 2第2項(第167条の13で準用する場合を含む。)に基づく低入札価格調査の対象 となった者と契約した工事
 - (3) 和歌山県が役務的保証を必要とする工事
 - (4) その他請負人の施工する能力に疑義が生じているなど債権譲渡の承諾に不適当な 特別の事由がある工事

(譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事代金債権の額は、当該請負工事が完成した場合においては、請負契約書第32条第2項の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する和歌山県の請求権に基づく金額を控除した額とする。ただし、請負契約が解除された場合においては、請負契約書第50条第1項の出来形部分の検査に合格し引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び当該工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。なお、控除する部分は、債権譲渡承諾書において明らかにするものとする。

また、変更契約により請負代金額に増減が生じた場合には、承諾に係る請負代金額及び債権譲渡額は変更後の金額とする。

(債権譲渡人及び債権譲受人)

第4条 債権の譲渡人(以下「債権譲渡人」という。) は経営強化融資を利用しようとす

る請負人とし、工事代金債権の譲受人(以下「債権譲受人」という。)は、経営強化融資を行うために財団法人建設業振興基金(以下「振興基金」という。)から債務保証承諾書(根保証用)の発行を受けた者とする。

(債権譲渡を承諾する時点)

- 第5条 債権譲渡の承諾は、当該工事の出来高が、2分の1以上に到達したと認められる 日以降に行うことができるものとし、出来高の確認は、発注機関が行うものとする。た だし、発注機関が本庁の場合で地方機関において工事を監督している場合は、当該地方 機関において行うものとする。

(融資時の出来高確認)

- 第6条 経営強化融資における債権譲渡契約の締結や融資審査手続等において出来高確認 が必要な場合は、債権譲受人が当該出来高確認を行うものとする。
- 2 前項による出来高確認を行うに当たり現場確認の必要がある場合には、債権譲受人は、 発注機関の長(発注機関が本庁の場合で地方機関において工事を監督している場合は、 当該地方機関の長)に対し工事出来高査定協力依頼書(様式2)を提出するものとする。
- 3 発注機関の長は、債権譲受人から前項の工事出来高査定協力依頼書の提出があった場合は、工程に支障のない範囲内で工事現場への立入りを承認するものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

- 第7条 債権譲渡の承諾申請にあたり、債権譲渡人は、以下の書類を発注機関の長に提出 するものとする。
 - (1) 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書(様式3(第2条(1)ウに定める工事の場合においては様式3-2。以下同じ。))3通
 - (2) 工事履行報告書 1通
 - (3) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通
 - (4) 保証委託契約約款等において、工事請負代金債権の譲渡につき保証人等の承諾 が必要とされている場合には、当該譲渡に関する保証人等の承諾書 1通
- 2 前項の書類の提出期限は、当該請負契約の工期末日の2週間前までとする。

(債権譲渡の承諾基準)

- 第8条 発注機関の長は、次の各号の全てが確認できた場合に債権譲渡を承諾するものと する。
 - (1) 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書が提出されていること
 - ア 定められた必要事項の全てが記載されていること
 - イ 債権譲渡人の所在地、商号又は名称、代表者職氏名及び実印が、請負契約書、 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書及び印鑑証明書と一致していること
 - ウ 債権譲受人の所在地、名称、代表者及び実印が、印鑑証明書及び振興基金が 発行する債務保証承諾書(根保証用)の写しに記載されている被保証者名と一 致していること
 - エ 契約締結日、工事名、工事場所、工期に誤りがなく、かつ第2条に定める対象工事であること
 - オ 請負代金額、支払済の前払金額、中間前払金額及び部分払金額に誤りがなく、

債権譲渡額(申請時時点)が、請負契約に基づき債権譲渡人が請求できる債権 金額と一致していること

- (2) 工事履行報告書により、工事の出来高が2分の1以上であることが確認できること
- (3) 印鑑証明書が提出されていること
 - ア 発行日から3か月以内のものであり、原本が提出されていること
 - イ 債権譲渡人及び債権譲受人が複数の工事請負契約に係る債権譲渡の承諾依頼 等を行う場合において(申請書類は個別に提出させる)、申請書類等の提出を 受けた日から起算して3か月以内に発行された印鑑証明書が既に申請書類等を 受理した発注機関の長に提出されている際には、当該証明書の提出を省略する ことができるものとすること
- (4) 契約保証金相当額を保険又は保証によって担保されている工事で、保険又は保証約款等により承諾が義務付けられている場合は、必要な承諾をうけている旨を証するものが提出されていること
 - ア 承諾書は、申請内容と相違がなく、適正な相手方が発行したものであること が確認できること
 - イ 発注者に提出済の保険又は保証証券等及び約款等と前項の相手方及び承諾書 の記載内容が一致していること
- (5) 当該請負契約が解除されていないこと又は請負契約書第44条第1項各号に該当 する恐れがないこと

(債権譲渡の承諾)

- 第9条 発注機関の長は、第7条の規定に基づく適正な債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡 承諾書等の提出を受けた後、前条の事項を確認したうえで、確定日付を付した債権譲渡 承諾依頼書及び債権譲渡承諾書を債権譲渡人及び債権譲受人にそれぞれ1通を交付する ことにより、債権譲渡の承諾を行う。
- 2 前項の規定による交付は、債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書等の提出を受けた 後、概ね2週間以内に遅滞なく行うものとする。

(債権譲渡の承諾の決裁処理手順等)

- 第10条 債権譲渡の承諾は、工事の契約権限を有する本庁の課又は地方機関の長において 行うものとする。
- 2 債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書等の受理は、発注機関で行うものとする。ただし、発注機関が本庁の場合で地方機関において工事を監督している場合は、当該地方機関を経由するものとする。
- 3 発注機関の長は、債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書等の受理後、速やかに承諾 のための手続きを行うものとする。
- 4 発注機関の長は、債権譲渡の承諾後、債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書の確定 日付欄に確定日付を、承諾番号欄には、和歌山県公文書管理規程第15条第1項に規定す る別表第1に定める記号に加え、年度ごとに1から始まる一連番号を記載した後、債権 譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書各1通を債権譲渡人及び債権譲受人に交付すること とする。

(債権譲渡契約)

第11条 債権譲渡人及び債権譲受人は、債権譲渡契約を締結したときは、債権譲渡通知書 (様式4)に債権譲渡契約書の写しを添えて、当該発注機関の長に遅滞なく、提出する こととする。

2 発注機関の長は、前項の規定により、債権譲渡通知書の提出を受けた場合は、譲渡された工事代金債権の債権者を債権譲受人に変更するものとする。

(債権譲渡整理簿等)

第12条 発注機関の長は、債権譲渡を承諾したときは、債権譲渡整理簿(様式5)に記載 して整理することとする。請負契約の内容に変更が生じた場合も債権譲渡整理簿に変更 の内容を記載することとする。

(債権譲渡の不承諾)

- 第13条 発注機関の長は、第7条に定める適正な債権譲渡承諾依頼書及び債権譲渡承諾書等の提出がない場合又は第8条の規定に基づく必要な確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わないものとする。
- 2 前項の規定により、債権譲渡の承諾を行わない場合には、速やかに、債権譲渡人及び 債権譲受人に承諾しない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式6)を交付するもの とする。

(融資実行の報告書等の要求)

- 第14条 債権譲渡人及び債権譲受人が、第9条第1項の承諾後、金銭消費貸借契約を締結 し、当該契約に基づき融資が実行された場合には、速やかに連署にて融資実行報告書(様 式7)に金銭消費貸借契約書の写しを添えて、当該発注機関の長に遅滞なく、提出する ものとする。
- 2 債権譲渡人が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社(以下「保証事業会社」という。)による金融保証を受けた場合には、速やかに当該発注機関の長に遅滞なく、公共工事金融保証証書の写しを提出するものとする。

(債権譲渡先からの債権金額の請求)

- 第15条 債権譲渡を受けた債権譲受人からの確定した債権金額の請求に当たっては、次の 書類を発注機関の長に提出するものとする。なお、債権譲受人は、県による検査に合格 し、引渡しを行った場合にのみ、債権金額の請求ができるものとする。
 - (1) 工事請負代金請求書(様式8)1通
 - (2) 債権譲渡通知書の写し1通
 - (3) 債権譲渡契約書の写し1通
- 2 債権譲渡が行われた場合には、それ以降は債権譲渡人及び債権譲受人は請負契約書第 35条に基づく中間前金払及び同38条に基づく部分払(第2条(1))ウで定める工事に係 る各年度末における部分払いを除く。)を請求することはできないものとする。

なお、第2条(1) ウに定める工事のうち債務負担行為に係るものについては、請負契約書第60条第1項による読替後の第35条第1項に基づく前払金についても請求することができないものとする。

(様式類の整備)

第16条 本要領に基づく債権譲渡をするに当たって必要な様式類等で、本要領に定めのないものは、債権譲受人及び保証事業会社において定めたものを使用することとする。

(不正時の対応)

第17条 債権譲渡人又は債権譲受人が発注機関の長に提出した書面について、明らかに偽造・改ざん等の不正行為が認められたときは、発注機関の長は、債権譲渡人又は債権譲受人の監督官庁その他関係機関に対してその事実を報告するものとする。